

外国人駐在員が留意すべき中国個人所得税の税制改正

2024 年 1 月
第 4 号

概要

2019 年に中国の改正個人所得税法（以下「改正個人所得税法」又は「本法」）、個人所得税法实施条例など一連の関係法令が公布・施行されてから、今年で 6 年目となります。本改正は、税務上の「居住者／非居住者」の整理、外国人居住者に関する「6 年ルール」の導入、国内滞在日数の計算方法の変更、各種税制優遇に係る経過措置など、中国に居住する外国人に大きな影響を与えました。

本稿では上述の 6 年ルールに焦点を当て、2023 年に国家税務総局が延長を発表した各種の個人所得税優遇措置も踏まえ、これらの措置が外国人の個人所得税に及ぼす影響を分析しています。また、税務実務におけるリスクも提示しているため、検討の一助となれば幸いです。

詳細

「6 年ルール」における初回の期限到来

改正個人所得税法では、居住者と非居住者の定義を明確化し、区分に応じた個人所得税の納税義務をそれぞれ定めています。その主な内容は次のとおりです。

居住者個人: 中国国内に住所を有する個人、又は中国国内に住所を有さないが課税年度における中国滞在日数が累計で満 183 日以上となる個人をいう。中国国内源泉所得と国外源泉所得(全世界所得)について個人所得税が課される。

非居住者個人: 中国国内に住所を有さず、滞在することもない個人、又は中国国内に住所を有さず、課税年度における中国滞在日数が累計で 183 日に満たない個人をいう。中国国内源泉所得について個人所得税が課される。

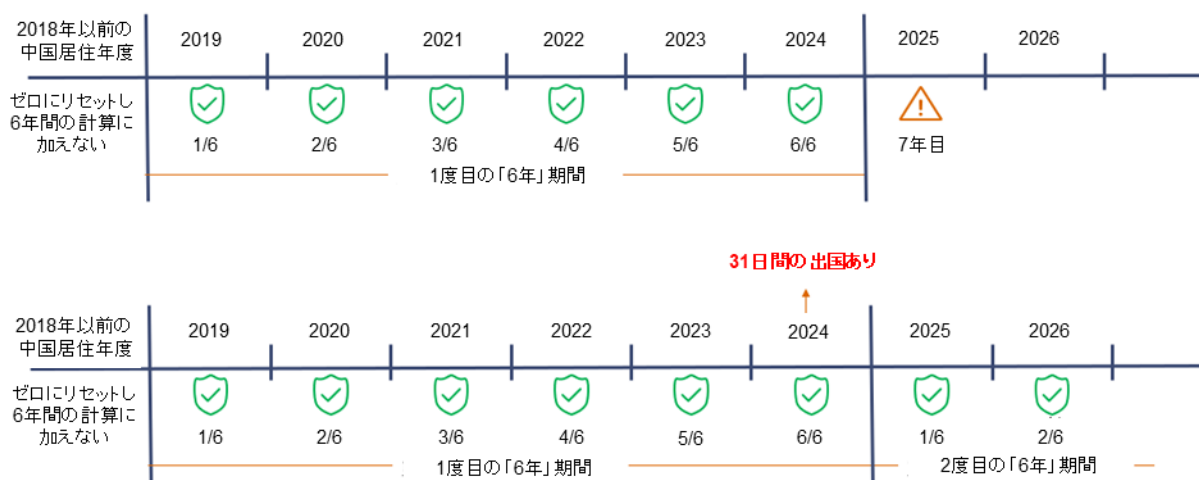
注:

- 個人所得税法实施条例第 2 条にもとづき、個人所得税法上の「住所」とは、戸籍・家庭・経済的利益の関係で中国に習慣的に居住する場所を指す。
- 課税年度とは暦年(各年の 1 月 1 日から 12 月 31 日まで)をいう。
- 累計滞在日数を計算するにあたっては、中国内滞在が 24 時間未満の日は滞在日数に含めない(すなわち、出入国の当日は滞在日数に含めない)。
- 中国国外源泉所得には、個人が中国国外から得る投資収入、配当収入、賃貸料収入等が含まれる。

ただし、上記の居住者のうち、中国国内に住所を有さない個人は、個人所得税法实施条例第 4 条により課税対象となる所得の範囲について一定の優遇が適用されます。以下の 6 年連続で年間満 183 日以上中国に滞在していない等の条件を満たす場合、中国国外の事業体又は個人によって支払われた中国国外源泉所得については中国個人所得税の課税所得に含まれません（「6 年ルール」）。この優遇措置について、現在公表されている 3 つの条件における数字を象徴して「007」と言い換えることができます。

- 0: 2018 年以前の年度について、住所を有さない個人が中国に滞在していた年度は一律に居住年数「ゼロ」として扱われます。
- 0: 2019 年以降の年度について、住所を有さない個人の中国滞在日数が累計満 183 日以上に達した任意の年度において、もし 30 日を超える（すなわち 31 日以上に達する）出国期間があるときは、それまでの 6 年間の居住年数が「ゼロ」にリセットされ、次に中国で年間累計満 183 日以上滞在した年度から改めて居住年数を起算することになります。
- 7: 2019 年以降、住所を有さない個人が 6 年連続で年間満 183 日以上中国に滞在しており、かついずれかの年に 30 日を超える出国期間がない場合、7 年目も満 183 日以上中国に滞在していれば、7 年目は全世界所得について中国個人所得税の課税所得に含まれます。

上記の 3 つの条件について、各年における中国での累計滞在日数が 183 日を超えるものとした具体例を以下に記載します。



☑ 中国国内源泉所得のみ中国個人所得税が課税

⚠ 全世界所得について中国個人所得税が課税

上記の例で、中国に住所を有さない個人である A さんは 2017 年 1 月 1 日から上海で勤務を開始し、中国国内企業と雇用契約を締結していたとします。2023 年 12 月 31 日まで、A さんは各年において累計満 183 日以上、中国国内に居住しており、2018 年 6 月から 7 月にかけて連続して国外に滞在していた期間を除き、それ以外に 30 日を超える出国はありません。

A さんの事例では、2024 年の全世界所得課税の可否を判断するため、次のようなステップで検討を行います。

ステップ 1: 「6 年間」の起算年度を判定します。A さんが就労のために中国に来たのは 2017 年ですが、「007」の最初の「0」ルールにより、2019 年より前の居住年度は計算に含めません。A さんは 2019 年に累計満 183 日以上中国国内に滞在しており、改正個人所得税法における「居住者個人」に該当します。したがって、A さんにとって「6 年ルール」に基づく継続居住年数の起算年度は 2019 年となります。

ステップ 2: 「6 年間」の継続年数を判定します。A さんが 2019 年以降に 30 日を超える期間の出国がない場合、2019 年から 2024 年の期間で「6 年間」の継続を満たすこととなり、潜在的に 2025 年が全世界所得課税を受ける 7 年目となる可能性があります。

ステップ 3: 2024 年における滞在期間を計画します。A さんが 2024 年中に以下のいずれかの条件を満たす場合、A さんは、国外の事業体又は個人によって支払われた中国国外源泉所得について、2025 年も引き続き課税対象外となり、「6 年間」の期間をリセットすることができます。

- 2024 年に 1 回あたり 30 日を超える出国期間があること。
- 2024 年の中国滞在期間が 183 日未満となり、非居住者となること。

なお、A さんが 2024 年に上記いずれかの条件を満たさない場合も、2025 年の中国滞在期間が 183 日未満となり非居住者となれば、中国国外所得について課税対象外となり、「6 年間」の期間をリセットすることができます。

いずれにしても、A さんは、中国における滞在期間と継続して居住者である年数、国外滞在日数などの条件を定期的に確認することが望ましいと考えます。

PwC の見解：2024 年の年初において、中国国内で就労している外国人は、過年度における自身の滞在日数や出国の状況を確認して「6 年ルール」の適用の有無を正しく判断し、全世界所得課税の発生の有無を確認する必要があります。滞在期間をリセットするための国外滞在についても、各駐在員がどのような形、タイミングでの取得を希望するか協議が必要になると考えます。

また、企業が駐在員の中国滞在期間や海外休暇などの状況をすべて管理することが難しい場合もあるため、事前に駐在員本人との十分なコミュニケーションを通じて「6 年ルール」と中国での全世界所得課税を周知する必要があります。各課税年度が始まる前に駐在員が出入国計画を適切に検討できるよう、社内の仕組みづくりも必要になるものと考えます。

外国人を対象とする免税所得等優遇措置の適用における要点

2023 年 8 月、財政部と国家税務総局は、外国人に対する所得税優遇措置の延長に関する複数の公告を発表しました¹。

1. 外国籍個人を対象とする免税手当に関する留意点

外国籍の居住者個人は、個人所得税法における原則的な取扱いである特別追加控除（専項附加扣除）か、又は国税発[1997] 54 号等の関連政策に規定された外国人を対象とする免税手当の優遇措置（2027 年 12 月 31 日まで有効）のいずれかを選択適用することが可能です。この優遇措置では、過年度までと同様に住宅補助金・語学研修費・子女教育費等手当に対する免税が認められています。2 つの措置の両方について同時に適用を受けることはできず、かつ、一度選択したら 1 課税年度内はこれを変更することができません。

国税発[1997] 54 号等の関連政策に規定された免税手当の優遇措置では、外国人が現金以外の形態で又は実費精算で受領する合理的な食事手当、洗濯代、住宅補助金、転勤費用、語学研修費、子女教育費、帰省費用等について個人所得税が免除されます。この免税措置の適用を受けるためには、インボイス（発票）等の関連証憑による裏付けが必要となります。

PwC の見解：現在のところ、個人所得税法及び関連法規では外国人を対象とした各免税手当について金額基準が定められていません。そのため、企業は、個人所得税法及び関連法規に従って、自社の状況に即した外国籍従業員の免税措置に関する指針や手続を策定し、コンプライアンス管理を行う必要があります。例えば、免税対象項目と金額管理の方法、証憑に関する要件、決済方式、年度調整などを正しく管理しなければなりません。その際、従業員との適切なコミュニケーション、社内の財務・人事等の複数部門との連携も求められます。

2. 株式報酬及び年末賞与収入に係る申告上の留意点

財政部・国家税務総局公告[2023] 25 号によると、居住者個人がストックオプションや譲渡制限付株式などの株式報酬を取得し、所定の条件を満たす場合、当該株式報酬所得は 2027 年 12 月 31 日までその課税年度の総合所得には合算せず、その全額につき単独で総合所得税率表を適用して税額を計算・納付することが可能です。

また、財政部・国家税務総局公告[2023] 30 号では、年間一次性賞与に係る優遇計算方式の適用期間が 2027 年 12 月 31 日まで延長されました。

PwC の見解：企業の源泉徴収義務の履行にあたっては、税額計算方法が異なるため、居住者と非居住者の区分に注意する必要があります。また、中国における課税所得額が収入源泉地に対応して認識されるように、事前に当該期間中の外国人従業員の勤務状況を把握する必要があります。個人所得税法の関連規定では、外国籍従業員が中国国外での勤務期間に帰属する株式報酬あるいは年間一次性賞与・複数月賞与を得た場合、その中国国内での課税収入は、収入を得た年の中国滞在日数、所得が生じる期間の中国国内外での勤務日数、及びコスト負担先に関する取り決め等の要素を総合的に考慮して決定されます。個人所

得税法上、外国人の給与所得の国内外源泉地の判断は複雑なものとなり、従業員の役職、租税条約の適用、費用・コストの配分、国内外での勤務日数など、多面的な要素が絡む可能性があるため、事前に外部専門家に相談することも一案と考えられます。

近年、税務当局は株式報酬制度を実施する企業に対する株式報酬の申告管理を強化しています。規定によると、企業は株式報酬制度の実施を決定した時点で、その制度全体のプランを税務当局に提出し、その後の権利付与、権利行使、権利確定の時点で後続の申告と情報開示を行う必要があります。申告手続が厳格に適用されることによって、企業の株式報酬制度とその参加者に関する情報が、主管税務当局に対して具体的に開示されることになります。企業は、自社の株式報酬制度の具体的な税務上の取扱いを検討することが望ましいと考えます。

まとめ

中国に駐在する外国人の個人所得税の申告には一定の複雑さが伴います。往々にして、居住者資格の判定、居住者資格と非居住者資格の転換、免税措置の適用、収入の源泉地の判断、租税条約の適用、上級管理職の資格に関する特別条項などの論点が存在するため、個人所得税法の改正から 6 年目を迎えることもあり、企業とその駐在員による税務関連の状況の見直しが求められます。

注記

1. 2023 年 8 月、財政部と国家税務総局は相次いで、外国籍個人が留意すべき優遇措置の延長に関する以下の公告を発表しました。
 - 「外国籍個人に関連する手当・補助に係る個人所得税政策の実施の延長に関する公告」(財政部・国家税務総局公告[2023]29 号)
 - 「上場会社の株式報酬に関連する個人所得税政策の実施の延長に関する公告」(財政部・国家税務総局公告[2023]25 号)
 - 「年間一次性賞与に係る個人所得税政策の実施の延長に関する公告」

お問い合わせ

本稿で取り上げた問題について、貴社事業への影響をさらに詳しく検討されたい方は、PwC の人事・税務コンサルティングサービスチームまでお問い合わせください。

張健菁

PwC 中国 人事・税務コンサルティング 主管パートナー

+86 (21) 2323 3031

jane.kc.cheung@cn.pwc.com

華北

曹煒

PwC 中国 人事・税務コンサルティング パートナー

+86 (10) 6533 3008

wenny.cao@cn.pwc.com

華中

余菲菲

PwC 中国 人事・税務コンサルティング パートナー

+86 (21) 2323 8767

faye.f.yu@cn.pwc.com

唐綺韻

PwC 中国 人事・税務コンサルティング パートナー

+86 (21) 2323 1588

shelley.tang@cn.pwc.com

沈立名

PwC 中国 人事・税務コンサルティング パートナー

+86 (21) 2323 1005

johnny.j.shen@cn.pwc.com

華南

湯愛倫

PwC 中国 人事・税務コンサルティング パートナー

+852 2289 5928

ellen.tong@hk.pwc.com

劉燕

PwC 中国 人事・税務コンサルティング パートナー

+86 (755) 8261 8130

crystal.y.liu@cn.pwc.com



全维度中国税务资讯平台“税界”3.0全新上线 不止于随身知识导航，更是你的专属税务智囊



苹果手机下载
(iOS 10以上)



安卓手机下载
(Android 6.0以上)

- ・ 安卓手机也可以在腾讯应用宝中搜索“税界”进行下载
- ・ “税界”网页版链接: <https://shuijie.pwccn.com>



本稿において、「中国」または「中国大陆」とは、中華人民共和国を指しますが、香港特别行政区、マカオ特别行政区、及び台湾はこれに含まれません。

本稿は一般事項に関する記述であり、関連する全ての事項について完全に網羅しているわけではありません。法律の適否とその影響は、具体的・個別的な状況により大きく異なります。本稿の内容に関連して実際に具体的な対応をとられる前に、PwC クライアントサービスチームに御社の状況に応じたアドバイスをお求めになれますようお願い申し上げます。本稿の内容は 2024 年 1 月 25 日現在の情報に基づき編集されたものであり、その時点の関連法規に準じています。なお日本語版は中国語版をもとにした翻訳であり、翻訳には正確を期しておりますが、中国語版と解釈の相違がある場合は、中国語版に依拠してください。

本稿は中国及び香港の **PwC ナショナル・タックス・ポリシー・サービス** により作成されたものです。当チームは専門家により構成されるプロフェッショナル集団であり、現行または検討中の中国、香港、シンガポール及び台湾の税制及びその他ビジネスに影響する政策を随時フォローアップし、分析・研究に専念しています。当チームは良質のプロフェッショナルサービスを提供することで PwC の専門家をサポートし、また思考的リーダーシップを堅持し、関連税務機関、その他政府機関、研究機関、ビジネス団体、及び専門家、並びに PwC に関心をお持ちの方々とノウハウを共有いたします。

お問い合わせは、以下の担当パートナーまでお気軽にご連絡ください。

馬龍
電話: +86 (10) 6533 3103
long.ma@cn.pwc.com

最新のビジネス上の課題に関する実務に即した知見とソリューションは、弊社の中国ウェブサイト(<http://www.pwccn.com>)または香港ウェブサイト(<http://www.pwchk.com>)にてご覧いただけます。

www.pwccn.com

© 2024 PwC. 著作権所有。普華永道(PwC 中国)の許可なく配布することを禁じます。普華永道(PwC 中国)とは、PwC グローバルネットワークにおける中国メンバーファームを指し、場合によって PwC グローバルネットワークを指します。詳細はこちらの URL をご参照ください: www.pwc.com/structure
各メンバーファームはそれぞれ独立した別個の法人であり、他のメンバーファームの作為又は不作為について一切の責任を負いません。

新年聚焦，外籍人士需关注的税改红利

二零二四年一月
第四期

摘要

新年伊始，随着 2019 年新《个人所得税法》（以下简称“新个税法”）、《个人所得税法实施条例》和一系列相关法律法规的颁布与实施，今年已然是新个税法实施后的第六个年头。“居民、非居民个人”概念的正式引入、“六年规则”的制定、境内居住天数的计算方法的变化、到各项优惠过渡期政策等，都对在华工作的外籍人士产生了较大影响。

本期《中国税务/商务新知》关注“六年规则”，并结合刚刚过去的 2023 年度国家税务总局出台的多项个税优惠政策的延续，就其对外籍人士的个税影响进行分析，从税务征管实务层面进行风险提示，助力企业及个人进行合理统筹和安排。

详细内容

“六年规则”的首个重要时点

2019 年新个税法明确了居民个人和非居民个人的定义，并分别规定了这两类纳税人的个税纳税义务，主要为：

居民个人：在中国境内有住所，或者无住所而一个纳税年度内在中国境内居住累计满 183 天的个人。
居民个人从中国境内和境外取得的所得，依照本法规定缴纳个人所得税。

非居民个人：在中国境内无住所又不居住，或者无住所而一个纳税年度内在中国境内居住累计不满 183 天的个人。
非居民个人从中国境内取得的所得，依照本法规定缴纳个人所得税。

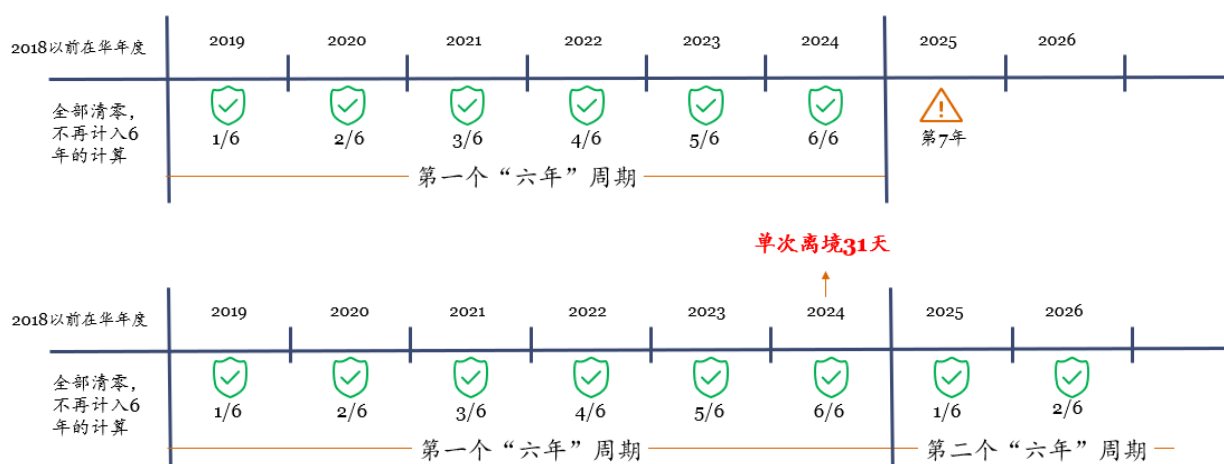
注：

- 对于住所的概念，请参照《个人所得税法实施条例》第二条。
- 纳税年度指公历年度（即，自 1 月 1 日起至 12 月 31 日止）。
- 计算境内累计居住天数时，个人在境内停留的当天不足 24 小时的，不计入境内居住天数（即，出入境往返的当日都不计入境内居住天数）。
- 从中国境外取得的所得包括但不限于个人境外投资收入、股息红利收入和租金收入等。

对于上述居民个人中的无住所个人，《个人所得税法实施条例》第四条额外提供了税务优惠，对于满足条件的无住所个人，其来源于中国境外且由境外单位或者个人支付的所得，免于缴纳个人所得税（即“六年规则”）。根据《个人所得税法实施条例》及相关政策文件中的具体规定，该优惠政策可以简要概括为“007”：

- 0：2018 年（含）之前，无住所个人已经在华居住的年度一律“清零”；
- 0：2019 年起，无住所个人在华居住累计满 183 天的任一年度内，若存在单次离境超过 30 天（即至少为 31 天）的情形，则“六年”的连续计算归零，从其下一个在华居住天数累计满 183 天的年度重新起算。
- 7：2019 年起，无住所个人连续 6 年在华居住满 183 天且期间任一年度没有单次离境超过 30 天，若第 7 年仍在华居住满 183 天，则第 7 年当年将在中国负有全球纳税义务。

上述“007”的概念与纳税义务以下列时间轴的方式呈现，便于大家理解。（假设标记的每一年均在华累计居住超过 183 天，并仅在标注的 2024 年中有单次离境超过 30 天）



🛡️ 表示在“六年规则”的计算周期内，无住所个人虽为税收居民，但其来源于中国境外且由境外单位或者个人支付的所得，免于缴纳个人所得税

⚠️ 表示个人在该年度触发全球收入纳税义务

举例来说，王女士为无住所个人，自 2017 年 1 月 1 日来上海工作，并与境内公司签订了雇佣合同。截至 2023 年 12 月 31 日，王女士每年都在境内居住累计满 183 天，除了 2018 年 6 至 7 月连续在境外居住以外，未有其他单次离境超过 30 天的情况。

基于王女士的情况，在判断其 2025 年是否有全球收入纳税义务时，可遵循以下分析过程：

步骤 1：判断“六年期间”的起始年度。王女士于 2017 年来华工作，但根据“007”中第一个“0”的规则，2019 年之前的居住年份可不予考虑。同时，王女士 2019 年在境内居住累计满 183 天，属于新个税法定义的“居民个人”。因此，2019 年为王女士根据“六年规则”计算境内连续居住年数的第一年。

步骤 2：判断“六年期间”的结束年度。由于王女士 2019 年及其后年度均未有单次离境超过 30 天的情况，当下的“六年期间”应为 2019 年至 2024 年，2025 年则为潜在的“第 7 年”。

步骤 3：前瞻 2024/2025 的行动计划。若王女士在 2024 年间采取了以下任一行动，则其在 2025 年可以继续享受来源于中国境外且由境外单位或者个人支付的所得不在华纳税的优惠，且可以重启新一轮的“六年期间”：

- 在 2024 年单次离境超过 30 天；或
- 在 2024 年境内居住少于 183 天，成为非居民个人

若王女士未在 2024 年采取上述任一行动，但 2025 年在境内居住少于 183 天成为非居民个人，当年亦可享受上述优惠并重启“六年期间”的计算。

不论采取以上哪种行动，王女士均需定期审查自己的境内税收居民身份、离境天数以及计算境内连续居住是否满 6 年等。

普华永道提示：目前正值 2024 年起始，在境内工作的外籍个人应及时审阅自己过往年度在华居住和离境的情况，确定首个“六年规则”周期对自己的影响，并可通过合理的离境或居住安排，来实现“六年”周期的过渡，而无需触发全球收入在华纳税义务。相较于单次 30 天以上的离境，不少外籍个人可能更倾向于根据不同的境外内工作 arrangement 和家庭需要等，灵活安排境内外累计居住天数。

另外，站在企业的角度，公司通常较难完全掌握外籍员工在华的居住时间或者境外休假等情况，因此也建议公司和外籍员工提前进行充分沟通，向其提示“六年规则”及全球收入在境内征税的潜在可能性，考虑进一步建立相应的跟踪提示系统以协助外籍员工进行管理，以便其在每个纳税年度开始前妥善安排未来的出入境计划。

外籍个人免税待遇等优惠政策的执行要点提炼

2023 年 8 月，财政部、税务总局连续发布了一系列外籍个人需关注的优惠政策延续公告¹。

1. 外籍个人免税福利需关注合规优化

外籍居民个人可以选择享受专项附加扣除，也可以在 2027 年 12 月 31 日前选择按照国税发 [1997] 54 号文等相关政策的规定，继续享受住房补贴、语言训练费、子女教育费等津补贴的免税优惠。但以上两种优惠不得同时享受，且外籍个人一经选择，在一个纳税年度内不得变更。

上文提及的国税发 [1997] 54 号文等相关政策规定的津补贴免税优惠政策是指，外籍个人以非现金形式或实报实销形式取得的合理的伙食补贴、洗衣费、住房补贴、搬迁费、语言培训费、子女教育费和探亲费等，免征个人所得税。同时，免税优惠的享受需要有包括发票在内的相关凭证支持。

普华永道提示：目前个税法及相关政策均未对外籍个人的每项免税津补贴项目设置金额标准，因此公司需要依照个税法及相关政策规则，制定符合自身企业情况的外籍免税福利指引和流程，进行有效的合规管理。比如明确免税津补贴项目和合理金额的统筹管理办法、凭证要求、支付方式及时间安排和年度调整的机制等。同时，公司应辅以充分的员工沟通、调动企业内部财务、人事等部门密切配合，以及按主管税务机关的要求完成免税福利的税务备案（如需），从而整体提升公司和外籍员工的个税合规程度。

2. 股权激励和年终奖收入的申报难点

根据财政部、税务总局公告[2023]25 号，居民个人取得股票期权、限制性股票等股权激励，符合有关文件所规定的相关条件的，在 2027 年 12 月 31 日前，相关股权激励收入不并入当年综合所得，全额单独适用综合所得税率表，计算纳税。

同时，根据财政部、税务总局公告[2023]30 号，全年一次性奖金的优惠计算方法也延期至 2027 年 12 月 31 日。

普华永道提示：公司在履行扣缴义务时，需注意区分居民个人和非居民个人适用不同的计税方法。同时，公司也需提前关注外籍员工在涉及期间内的任职情况，从而按照收入的来源地确认境内应纳税所得额。根据个税法的相关规定，外籍员工取得了含可归属于境外工作期间的股权激励收入或全年一次性奖金/数月奖金时，其境内的应税收入可以综合考虑取得收入当年的在华天数、总收入所属工作期间的境内外工作天数，以及成本归集的安排等因素来确定。考虑到个税法上针对外籍个人工资薪金性质收入的境内外收入来源地的判断较为复杂，可能涉及员工高管身份、税收协定的运用、成本费用分摊和境内外工作天数等多维因素，因此企业应提前咨询税务顾问以获得更多的税务支持。

近年来，税务机关对于实施股权激励计划的企业也强化了股权激励的备案要求。根据法规要求，企业在决定实施股权激励计划之时应就整个计划的方案内容向税务局进行备案，并在相关施权、行权或者解禁的时点进行后续备案以及信息披露。备案程序的严格执行，也意味着企业的股权激励计划的信息以及参与人员的情况会向主管税务机关进行具体的披露。企业需要进一步审阅自身股权激励计划的具体税务处理。

注意要点

外籍人士在华的个税申报有其复杂程度，常常会涉及居民身份判断、居民和非居民身份的转换、免税待遇的享受、收入来源地的判断、税收协定的运用、高管身份的特殊条款等，这些法条之间的勾稽关系和综合运用都给公司在扣缴个税时提出了极高的要求。在新个税法实施的第六个年头，企业及外籍员工可以借此机会重新审视税务相关安排，以应对不断变化的环境。

注释

1. 2023 年 8 月，财政部、税务总局连续发布了一系列外籍个人需关注的优惠政策延续公告，包括：
 - 《关于延续实施外籍个人有关津补贴个人所得税政策的公告》（财政部 税务总局公告[2023]29 号）
 - 《关于延续实施上市公司股权激励有关个人所得税政策的公告》（财政部 税务总局公告[2023]25 号）
 - 《关于延续实施全年一次性奖金个人所得税政策的公告》（财政部 税务总局公告[2023]30 号）

联系我们

为了更深入讨论本刊物所提及的问题对您业务可带来的影响，请联系**普华永道人才与税务咨询服务团队**：

张健菁

普华永道中国人才与税务咨询主管合伙人
+86 (21) 2323 3031
jane.kc.cheung@cn.pwc.com

北部

曹炜

普华永道中国人才与税务咨询合伙人
+86 (10) 6533 3008
wenny.cao@cn.pwc.com

中部

余菲菲

普华永道中国人才与税务咨询合伙人
+86 (21) 2323 8767
faye.f.yu@cn.pwc.com

唐绮韻

普华永道中国人才与税务咨询合伙人
+86 (21) 2323 1588
shelley.tang@cn.pwc.com

沈立名

普华永道中国人才与税务咨询合伙人
+86 (21) 2323 1005
johnny.j.shen@cn.pwc.com

南部

汤爱伦

普华永道中国人才与税务咨询合伙人
+852 2289 5928
ellen.tong@hk.pwc.com

刘燕

普华永道中国人才与税务咨询合伙人
+86 (755) 8261 8130
crystal.y.liu@cn.pwc.com



全维度中国税务资讯平台“税界”3.0全新上线

不止于随身知识导航，更是你的专属税务智囊



苹果手机下载
(iOS 10以上)



安卓手机下载
(Android 6.0以上)

- 安卓手机也可以在腾讯应用宝中搜索“税界”进行下载
- “税界”网页版链接: <https://shuijie.pwcconsultantssz.com>



文中所称的中国指中国内地，不包括香港特别行政区、澳门特别行政区和台湾地区。

本刊物中的信息仅供一般参考之用，而不可视为详尽的说明。相关法律的适用和影响可能因个案所涉的具体事实而有所不同。在有所举措前，请确保向您的普华永道客户服务团队或其他税务顾问获取针对您具体情况的专业意见。本刊物中的内容是根据当日有效的法律及可获得的资料于 2024 年 1 月 25 日编制而成的。

这份中国税务/商务新知由普华永道中国税收政策服务编制。**普华永道中国税收政策服务**是由富经验的税务专家所组成的团队。团队致力搜集、研究并分析中国内地、香港地区和新加坡现有和演变中的税务及相关商务政策，目的是协助普华永道税务部专业人员提供更优质的服务，并通过与有关的税务和其它政策机关、学院、工商业界、专业团体、及对我们的专业知识感兴趣的人士分享交流，以保持我们在税务专业知识领域的领导地位。

如欲了解更多信息请联系：

马龙
电话: +86 (10) 6533 3103
long.ma@cn.pwc.com

有关最新商业问题的解决方案，欢迎浏览普华永道 / 罗兵咸永道之网页: <http://www.pwccn.com> 或 <http://www.pwchk.com>

www.pwccn.com

© 2024 普华永道。版权所有，未经普华永道允许不得分发。普华永道系指普华永道网络中国成员机构，有时也指普华永道网络。详情请进入 www.pwc.com/structure。每家成员机构各自独立，并不就其他成员机构的作为或不作为负责。